

## 大阪市規則第40号

### 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 [表 別紙2 挿入]	別表 [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別表 別紙1]

管理職手当月額表

組織		職	区分	
[同左]				
建設局	方面管理 事務所	工営所	所長	3種乙
			事務総括担当課長	3種丙
		公園事務所	所長	3種乙
		河川・渡船管理 事務所	所長	3種乙
		舞洲スラッジセ ンター	所長	3種乙
消防局		[同左]	[同左]	
		統括方面隊長	4種甲	
		方面隊長	4種甲	
	高度専門教育訓練センター	[同左]	[同左]	
		副所長及び担当副所長	[同左]	
	[同左]	[同左]	[同左]	
[同左]				

[備考 同左]

[別表 別紙2]

管理職手当月額表

組織		職	区分	
[略]				
建設局	建設工事事務所		所長	3種乙
	方面管理 事務所	工営所	所長	3種乙
			事務総括担当課長	3種丙
	公園事務所		所長	3種乙
	河川・渡船管理 事務所		所長	3種乙
	舞洲スラッジセ ンター		所長	3種乙
消防局		[略]	[略]	
		方面隊長	4種甲	
		安全統括隊長	4種甲	
		高度専門教育訓練センター	[略]	[略]
			副所長	[略]
[略]		[略]	[略]	
[略]				

[備考 略]